

恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業補助金交付要綱

公益財団法人恵那市文化振興会

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業（以下「当該事業」という。）を適正且つ円滑に実施するため、予算の範囲内において恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業補助金を交付するものとし、その交付等に関して恵那市補助金交付規則（令和 1 6 年恵那市規則第 4 4 条）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 複数の市民で構成する団体が、自ら手づくりによる文化芸術等の成果発表を通して、文化振興に寄与する活動に対し、市民等活動団体と公益財団法人恵那市文化振興会が一体となり協働により事業を実施するとともに、市民三学運動の精神による豊かな心の育成と学び続ける風土を育み、地域固有の優れた文化芸術に接する機会を創出し、市民の文化意識の高揚と協働意識の醸成を図ることを目的とする。合わせて恵那文化会館及び明智かえでホールの利用促進を図る。

（定義）

第 3 条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1）協働とは、恵那市が推進する市民との協働を指し、文化振興会（公共的団体）と市民等活動団体が対等のパートナーとして協力し合って目的の実現を図る。
- （2）市民等活動団体（以下「申請団体」という。）とは、組織の構成員がおおむね 1 5 名以上で、原則 2 0 歳以上の者で構成され、その過半数以上が市内に居住し、在勤し、または在学している者で構成する団体をいう。

（対象事業）

第 4 条 事業の内容は、所期の目的を達成するため次のいずれかに該当するものとする。

- （1）地域社会の文化芸術の向上に寄与し、協働の精神を育成できる事業で、先進性、独創性、発展性、または波及性をもったもの。
- （2）その他特に必要と認められ、事業認定するに相応しいもの。

（対象団体等）

第 5 条 事業認定を受けようとする申請団体は、本事業の趣旨に則した文化芸術に関する事業を自ら企画・実施することが可能な団体で、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- （1）主たる活動の場及び組織母体が市内にあること。
- （2）公益財団法人恵那市文化振興会の会員であること（要加入）。

- (3) 政治、宗教又は営利を目的とした団体でないこと。
- (4) 対象年度において、恵那市及び恵那市の公的団体から同一目的の補助金等を受けていないこと。
- (5) 事業認定を受けようとする事業の内容が、青少年育成上問題があるもの、または公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 事業認定を受けようとする事業の内容が、特定の政治及び宗教又は営利を目的としたものでないこと。

(認定要件)

第6条 事業認定を受けるために必要なすべての要件は、つぎのとおりとする。

- (1) 邦楽、能楽、日本舞踊、歌劇、新劇、創作劇など様々なジャンルに係る市民参加型、体験型及び鑑賞型の文化芸術に関する成果発表を目的に、協働の精神を育成できる機運があり、市民が主体的に参画する活動組織であって、且つ適正な補助金の取り扱いが可能な団体であること。
- (2) 企画内容が、世間一般に常識的な内容の範囲内であること。
- (3) 他のイベント等に便乗しないものであること。
- (4) 第三者に再委託しないものであること。
- (5) 隔年または連年に関わらず、過去に認可された団体の再申請を認めるものとするが、新規の申請を優先し審査するものとする。

(対象区分・経費等)

第7条 第6条に定める認定要件のほか、対象とする事業費の区分等の必要な事項は、別表1に定めるとおりとする。

(使用会場及び集客)

第8条 当該事業のために使用する会場は、原則として恵那文化会館又は明智かえでホールとする。

- 2 一般入場者の確保は、最大施設収容人員の70%以上を目標とし周知を行うものとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象事業費の3分の1以内の額とし、一事業につき1,050,000円を限度とする。

(事業)

第10条 認定された対象事業の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までの単年度事業とする。

- 2 認定された対象事業は、当該年度中に必ず実施し完了しなければならない。
- 3 認定された対象事業は、周知宣伝や準備期間を十分確保し、円滑な事業の実施に努めなければならない。
- 4 その他、当要綱に規定のない事項が発生した場合は、甲乙協議うえ決定するとともに、公益財団法人恵那市文化振興会会長（以下「会長」という。）の指示に従うものとする。

（事業申請及び期限）

第 11 条 申請団体は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。但し、同一年度内における事業申請は、一団体について 1 事業とする。

- （１）恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業認定申請書（別紙様式第 1 号）
- （２）恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業計画書（別紙様式第 2 号）
- （３）恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業計画調書（別紙様式第 3 号）
- （４）恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業費収支予算書（別紙様式第 4 号）
- （５）事業を実施しようとする組織の構成員名簿（別紙様式第 5 号）

2 当該年度に実施しようとする事業の申請は、毎年 4 月末日までに行うものとする。

（事前審査）

第 12 条 会長は、提出を受けた書類を精査するために、必要に応じて申請団体から聞き取り調査を行なうことができる。

2 会長は、申請のあったすべての事業について、関係書類等をもとに審査を行い、認定の可否について決定しなければならない。

3 必要により、事業申請の内容等について指導のうえ書類を修正させ、再提出させることができる。

4 審査方法及び基準等については、当要綱に定めるもののほか、必要に応じて会長が別に定める。

（審査結果）

第 13 条 前条の審査結果による認定の可否について、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業審査結果通知書（別紙様式第 6 号）により、申請団体に直接通知するものとする。但し、必要に応じて条件を附することができる。

（交付の決定）

第 14 条 会長は、事業を認定した申請団体に対し、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業費補助金交付決定通知書（別紙様式第 7 号）を交付しなければならない。

（変更承認申請）

第 15 条 申請団体は、申請後において当該事業の内容を変更しようとする場合は、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業変更承認申請書（別紙様式第 8 号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

（補助金概算払い請求）

第 16 条 事業決定を受けた申請団体は、前もって補助金の概算払いを受けなければ当該事業の実施が困難な場合は、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業補助金概算払請求書（別紙様式第 9 号）により、概算払いを請求することができる。

2 概算により交付することの原因を証明する書類を添付しなければならない。

（事業実績報告）

第 17 条 申請団体は、事業終了後速やかに恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業実績報告書（別紙様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業報告調書（別紙様式第 11 号）
- （2）恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業収支決算書（別紙様式第 12 号）
- （3）恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業の内容が確認できる記録写真（枚数、様式とも任意）

（補助金の交付請求）

第 18 条 補助金の交付を受ける場合は、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業補助金交付請求書（別紙様式第 13 号）を、会長に提出するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 19 条 会長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、または変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）天変地異等やむをえない事情を除き、事業を実施しないとき。
- （2）この要綱により、提出した申請手続き等の内容に著しい誤りまたは偽りがあった場合。
- （3）補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- （4）事業認定を受けたあと、変更承認を得ることなく、計画と大幅に異なる事業内容に変更したとき。
- （5）その他、補助事業の施行に関し、不正な行為があったとき。

（入場料及び売捌き手数料収入）

第 20 条 入場料を設定する場合は、当該事業が収益目的事業ではないことから、むやみに高額な入場料を設定しないものとする。

2 当事業によって入場料を徴収し成果発表会等を実施した場合、入場料収入を含む収支を精算したのちに、余剰金が発生した場合は入場料徴収による純収益とみなし、余剰金の総額を甲乙双方の経費比率をもって按分し、甲乙おのおのの収入とすることができるものとする。

3 申請団体は、入場料及び売捌き手数料報告書（別紙様式第 14 号）により、その内訳を記し報告しなければならない。

（経理）

第 21 条 補助金の交付を受けた申請団体は、当該事業に係る経理についての収支の事実を明らかにできるよう、請求書、領収書を保管し証拠書類を整備しなければならない。

（完了検査と証拠書類の保管）

第 22 条 会長は、事業完了後、内容及び補助金等事業収支について、完了検査を行なうこととし、申請団体は必要な関係書類を提出するものとする。

2 会長から検査を指示された職員は、決算検査後速やかに報告書を作成し、その結果を検査調書（別紙様式第15号）により報告しなければならない。

3 一連の証拠書類等必要な書類は、事業完了日に帰属する会計年度の終了後5年間保存することとし、公益財団法人恵那市文化振興会がこれを保存する。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

2 初年度（平成23年度）については、要綱第11条第2項に規定する「事業申請は、毎年4月末日までに行うものとする。」を「事業申請は、毎年5月末日までに行うものとする。」に読み替えるものとする。

○別表 1（第 7 条関係）

認 定 要 件	補助対象経費及び対象外経費	補助金	選考の方法（流れ）
・邦楽、能楽、日本舞踊、歌劇、新劇、創作劇など様々なジャンルに係る文化芸術の参加型、体験型及び鑑賞型の成果発表を目的に、協働の精神を育成する機運があり、市民が主体的に参画する活動組織であって、且つ適正な補助金の取り扱いが可能な団体（ツアー事業等であっても、地域性が高く、認定要件を満たすものは審査の対象とする）。 ・20 歳以上の構成員の人数がおおむね 15 名以上で過半数が市民であること。（第 3 条 1 項（2））	（補助対象経費） ・左記の事業を実施するための直接経費のうち会場使用料、設備備品使用料、企画制作費、印刷費、通信費、設営・舞台費、小（大）道具費、出演費、演奏・伴奏費、機材費、記録費、謝金、旅費、保険料等の経費	・一事業補助対象事業費 3, 150 千円を限度する。 ・申請団体の自己資金、入場料等の収入で補填できない部分を補助対象とし、上限を事業費の 1/3（1, 050 千円）以内の額とする。	①申請書及び関連資料による申請。 ②関係者による助成事業内容等の審査（指導）。 ③複数の応募がある場合は、当事者を含む話し合い又は抽選。 ④事業の実施 ⑤精算及び実績報告 ⑥完了検査 ⑦支払い
	（補助対象外経費） ・運営上必要な食糧費、ケータリング費用、パーティ及び懇親会経費、花束、会場要員費、周知宣伝直接活動費、その他事業運営上必要ないと認められる経費		

○審査方法及び審査基準（第 12 条関係）

審査者及び人数	審査の要点	審査方法	備 考
・文化振興会の副会長、専務理事、事務局長、理事、評議員の中から会長が指名する者。 ・総数 4～6 名程度	・当該事業の目的を達成するに相応しい事業内容であるか。 ・団体の組織体制が明確であり、事業を完結する能力があるか。 ・文化芸術活動に積極的に取り組み、協働の役割を持っているか。	・申請団体の代表者（複数可）等に対する対面式ヒアリングを原則とする。（対象団体が複数ある場合は、日程を定め、連続して行なう。）	

(別紙様式第1号・11条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

申請者(代表者)住所 岐阜県恵那市 番地
氏 名 印

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業認定申請書

下記のとおり恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業を実施したく、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業実施要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

①組織(団体)の名称	②組織(団体)の所在地	③代表者氏名	④連絡先電話番号
			(—)
⑤公演発表事業の名称	⑥公演発表等の要旨及び内容(簡潔に)	⑦組織(団体)構成員	
		男 性 名 (うち恵那市民 名) 女 性 名 (うち恵那市民 名) 合 計 名 市民の割合 %	
⑧総事業費(計画額)	⑩補助対象事業費(計画額)	受 付 印	
円	円		
⑨自己財源額(予定額)	⑫補助金額(⑪－⑨－⑩)．⑪の1/3以内		
円	円		
⑩(入場券売捌き収入見込み額)	※ 交付予定補助金額(⑫の端数調整額)		
円	円		

※別紙様式第2号～第5号とともに、下記の資料を添付してください(任意様式で可)。

- (1) 当該組織の規約又は規程等の写し。
- (2) 当該組織の活動経歴等の写し。
- (3) 過去に公演実績がある場合は、そのときのチラシやプログラム等。
- (4) その他、必要に応じ申請に係る説明を補完する資料等。

(別紙様式第2号・11条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

申請者(代表者)住所 岐阜県恵那市

番地

氏名

印

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業計画書

組織(団体)等の名称	
公演発表事業の名称	
○組織(団体)の概要	
○実施しようとする事業のねらい	
○事業の内容	
○効果	

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業計画調書

区分	説明
事業の名称	
過去の開催実績	過去 回開催 (うち今回とは別の出し物で 回開催)
計画事業のジャンル	舞踊・邦楽・創作劇・歌劇・ミュージカル・その他 ()
入場料金の設定	無料 ・ 有料 (予定入場料 大人 円、小人 円)
公演希望日 (第1希望)	令和 年 月 日 (曜日) ※一方的に決定しない。
公演希望日 (第2希望)	令和 年 月 日 (曜日) ※一方的に決定しない。
公演所要時間	午前 ・ 午後 時 分から 時 分まで 時間 分
出演予定者数	総数 名、(うち恵那市民 名)
スタッフ総数	出演者を除く総数 名、(うち恵那市民 名)
仕込み所要時間	時間 分程度
片付け所要時間	時間 分程度
リハーサル (総練習)	不要 ・ 要 (希望日 令和 年 月 日 午後 時頃)
著名人の参加	無 ・ 有 (氏名:)
持ち込み機材等	無 ・ 有 (主な機材:)
事前PRの方法	折込み・街頭PR・推進・新聞・テレビ等(その他:)
備考	

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業費収支予算書

事業の名称				
○ 収入 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考
自己資金				
会費				
負担金				
寄付金				
入場料収入				
補助金				

○ 支出 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考

申請しようとする組織（申請団体）の構成員名簿 [部外秘]

No.	氏名	生年月日	住所	組織内役職
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※個人情報につき、目的以外の使用は一切不可。 ※2枚目以降は、コピーして使用。

(別紙様式第6号・13条関係)

恵文振 第 号
令和 年 月 日

申請団体（代表者）

様

公益財団法人恵那市文化振興会
会 長

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業審査結果通知書

令和 年 月 日付けにて申請のありました「 事業」につ
きまして、去る令和 年 月 日審査を行ないましたので、恵那市民協働型文化芸
術ふれあい事業実施要綱第13条の規定により下記のとおりその結果を通知します。

記

○審査結果

団体名及び公演発表事業の名称	審査結果
団体名 事業名	公正な審査の結果 認可されました。 認可されませんでした。
指示事項 特になし。	

○認可されなかった場合の審査内容や理由等に関する公表は行ないません。

○認可された団体は・・・。

- ①上記の指示事項を厳守のうえ、事業を実施してください。
- ②認可を受けた団体は、規定に則した補助金の取り扱いについてご留意願います。
- ③事業主体としての責任ある事業運営にご配慮願います。
- ④財団法人 恵那市文化振興会事務局指示に従い、また相談のうえ運営願います。

(別紙様式第7号・14条関係)

恵文振 第 号
令和 年 月 日

申請団体（代表者）

様

公益財団法人恵那市文化振興会
会 長

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けにて申請のありました 事業につ
きまして、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業実施要綱第14条の規定により、補助金
を交付することとしたので通知します。

記

○委託を決定した事業の名称

「 」

○事業費の総額

(金 円)

○補助対象事業の額

(金 円)

○交付決定の額

(金 円)

追 記

- ①この補助金を他の目的に流用してはならない。
- ②この補助金を他の目的に使用した場合、または補助事業を中止・廃止したり不正な行
為や不適当な運用を認めた場合は、補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることが
ある。
- ③この補助金に係る帳簿、その他証拠書類は事業完了年度の翌年から5年間保存しな
ければならない。
- ④事業終了後は、すみやかに補助金交付請求書に事業実績報告書ほか必要書類を添付し
提出すること。

(別紙様式第 8 号・15 条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人恵那市文化振興会長 様

申請者(代表者)住所 岐阜県恵那市 番地

氏 名 印

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け恵文振第 号にて認可のあった 事業について、下記のとおり事業内容を変更することにいて承認願いたく、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業実施要綱第 15 条の規定により、関係書類を添え申請いたします。

記

①組織(団体)の名称	②組織(団体)の所在地	③代表者氏名	④連絡先電話番号
			(-)
⑤公演発表事業の名称	⑥公演発表等の要旨及び内容(簡潔に)	⑦組織(団体)構成員	
		男 性 名 (うち恵那市民 名) 女 性 名 (うち恵那市民 名) 合 計 名 市民の割合 %	
⑧総事業費(変更後の額)	⑩補助対象事業費(変更後の額)	受 付 印	
円	円		
⑨自己財源額(予定額)	⑫補助金額{(⑪-⑨-⑩)で⑪の 1/3 以内}		
円	円		
⑩(入場券売捌き収入見込み額)	※ 変更後の交付予定補助金額		
円	円		

※印は記入しないで下さい。

その他、必要に応じ変更承認に係る説明を補完する資料を添付してください。

(任意様式可)

(別紙様式第9号・16条関係)
公益財団法人恵那市文化振興会長 様

令和 年 月 日

申請者(代表者) 住 所 岐阜県恵那市 番地

氏 名 印

恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業費補助金概算払い請求書

令和 年 月 日付け恵文振第 号にて交付決定を受けた
事業費補助金を概算払い願いたく関係書類を添えて、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業実施要綱第16条の規定により請求します。

記

○ 交付決定額 円

○ 補助金交付請求額 円
(交付決定額の %以内)

※振込先を記入してください。

金融機関の名称	支店
口座番号	普通口座 ・
ふりがな	
口座名義人	

(別紙様式第10号・17条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

申請者(代表者)住所 岐阜県恵那市

番地

氏名

印

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業実績報告書

交付決定番号	令和 年度 恵文振第 号
組織(団体)等の名称	
公演発表事業の名称	
○組織(団体)の概要	
○事業の内容	
○効果	

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業報告調書

区分	説明
事業の名称	
計画事業のジャンル	舞踊・邦楽・創作劇・歌劇・ミュージカル・その他（ ）
入場料金	無料 ・ 有料 （入場料 大人 円、小人 円）
公演開催日	令和 年 月 日（ 曜日）
公演所要時間	午前 ・ 午後 時 分から 時 分まで 時間 分
出演者数	総数 名、（うち恵那市民 名）
スタッフ総数	出演者を除く総数 名、（うち恵那市民 名）
リハーサル（総練習）	令和 年 月 日 時 分 から 時 分
著名人の参加	無 ・ 有 （氏名： ）
持ち込み機材等	無 ・ 有 （主な機材： ）
P R の実施方法	折込み・街頭 P R ・推進・新聞・テレビ等（その他： ）
備考	

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業収支決算書

事業の名称				
○ 収入 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考
自己資金				
会費				
負担金				
寄付金				
入場料収入				
補助金				
合計				

○ 支出 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考
				領収書写し添付
合計				

(別紙様式第13号・18条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

申請者(代表者) 住 所 岐阜県恵那市

番地

氏 名

印

令和 年度恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け恵文振第 号にて補助金の交付決定を受けた_____事業が完了したので、補助金の精算払いを願いたく関係書類を添えて、恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業実施要綱第18条の規定により請求します。

記

○ 事業の名称

円

○ 交付決定額

円

○ 補助金概算払い済み額

円 (①)

○ 補助対象事業費確定額

円 (②)

○ 今回補助金精算払い額

円 $\{(② \times 1 / 3) - ①\}$

※千円未満の端数を切り捨てる。

※概算払い額に過払いが生じた場合は、マイナス表示

※振込先を記入してください。

金融機関の名称	
口座番号	普通口座 ・
ふりがな	
口座名義人	

(別紙様式第14号・20条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

申請者(代表者)住所 岐阜県恵那市 番地

氏 名 印

入場料及び売捌き手数料収入報告書

令和 年 月 日付け恵文振第 号にて交付決定を受けた _____
_____事業に係る入場料及び売捌き手数料収入について、恵那市民協働型文化芸術ふれ
あい事業実施要綱第20条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称			
入場料区分	入場料金	販売数量	販売金額
大人 (以上)	円	枚	円
子供 (以上)	円	枚	円
その他 ()	円	枚	円
合計	—	枚	円

(別紙様式第15号・22条関係)

検査調書（恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業）

交付決定番号	令和 年度 恵文振指令 第 号
補 助 事 業 名	
交 付 決 定 額	金 円
事業期間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日
実績報告書受理年月日	令和 年 月 日
検査場所	公益財団法人恵那市文化振興会
検査年月日	令和 年 月 日
交付申請者住所	
交付申請者氏名	
検査意見	検査の結果報告書のとおりに処理されており、事業完了したことを認める。
上記のとおり検査しましたので報告します。 令和 年 月 日 検査員職氏名 _____ (印) 検査立会人職氏名 _____ (印) 公益財団法人恵那市文化振興会 会 長 様	